

議案第72号

杉並区高齢者住宅条例及び杉並区営住宅条例の一部を改正する条例
上記の議案を提出する。

平成29年9月11日

提出者 杉並区長 田 中 良

杉並区高齢者住宅条例及び杉並区営住宅条例の一部を改正する条例
第1条 杉並区高齢者住宅条例（平成9年杉並区条例第26号）の一部を次のように改正する。

第10条第1項中「政令第15条第1項」を「第16条第1項」に改め、同項ただし書中「請求を」を「報告の請求を」に改め、「応じないとき」の次に「（区長が当該使用者（第22条ただし書に規定する使用者に限る。）が同条の報告を行うこと及び法第34条の規定による報告の請求に応じることが困難な事情にあると認める場合を除く。）」を加え、同条第3項中「政令第15条第1項」を「第16条第1項」に改める。

第13条中「第11条及び政令第15条第2項」を「第12条及び第16条第2項」に改める。

第16条第1項中「第10条」を「第11条」に改める。

第17条第1項中「第11条」を「第12条」に改める。

第22条に次のただし書を加える。

ただし、区長が当該使用者（省令第8条に掲げる者に限る。）が当該報告を行うことが困難な事情にあると認めるときは、この限りでない。

第25条第2項中「及び政令第15条第1項」を「（同条第3項において読み替えて準用する場合を含む。）及び第16条第1項」に改める。

第35条の表中「省令第10条」を「省令第11条」に、「第11条」を「第12条」に改める。

第40条の表中「第10条」を「第11条」に、「第11条」を「第12条」に改める。

第2条 杉並区営住宅条例（平成9年杉並区条例第27号）の一部を次のように改

正する。

第10条第1項中「政令第15条第1項」を「第16条第1項」に改め、同項ただし書中「請求を」を「報告の請求を」に改め、「応じないとき」の次に「（区長が当該使用者（第22条ただし書に規定する使用者に限る。）が同条の報告を行うこと及び法第34条の規定による報告の請求に応じることが困難な事情にあると認める場合を除く。）」を加え、同条第3項中「政令第15条第1項」を「第16条第1項」に改める。

第13条中「第11条及び政令第15条第2項」を「第12条及び第16条第2項」に改める。

第16条第1項中「第10条」を「第11条」に改める。

第17条第1項中「第11条」を「第12条」に改める。

第22条に次のただし書を加える。

ただし、区長が当該使用者（省令第8条に掲げる者に限る。）が当該報告を行うことが困難な事情にあると認めるときは、この限りでない。

第25条第2項中「及び政令第15条第1項」を「（同条第3項において読み替えて準用する場合を含む。）及び第16条第1項」に改める。

第43条中「第11条見出し、第1項」を「第11条の見出し並びに同条第1項」に、「第11条に」を「第12条に」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

認知症である者等に係る区営住宅の使用料に関する事項を定める等の必要がある。

杉並区高齢者住宅条例及び杉並区営住宅条例の一部を改正する条例新旧対照表（抄）

第 1 条による改正（杉並区高齢者住宅条例の一部改正）

新 条 例	旧 条 例
<p>(使用料)</p> <p>第 1 0 条 区営高齢者住宅の使用料は、毎年度、第 2 3 条の規定により認定された収入に基づき、近傍同種の住宅の家賃（第 3 項の規定により定められたものをいう。以下同じ。）以下で政令第 2 条及び第 1 6 条第 1 項 に定める算定方法により算定した額とする。ただし、第 2 2 条の規定による使用者からの収入に関する報告がない場合において、法第 3 4 条の規定による報告の請求を行ったにもかかわらず使用者がその請求に応じないとき（区長が当該使用者（第 2 2 条ただし書に規定する使用者に限る。）が同条の報告を行うこと及び法第 3 4 条の規定による報告の請求に応じることが困難な事情があると認める場合を除く。）は、当該区営高齢者住宅の使用料は、近傍同種の住宅の家賃とする。</p> <p>2 略</p> <p>3 第 1 項の近傍同種の住宅の家賃は、毎年度、政令第 3 条及び第 1 6 条第 1</p>	<p>(使用料)</p> <p>第 1 0 条 区営高齢者住宅の使用料は、毎年度、第 2 3 条の規定により認定された収入に基づき、近傍同種の住宅の家賃（第 3 項の規定により定められたものをいう。以下同じ。）以下で政令第 2 条及び政令第 1 5 条第 1 項に定める算定方法により算定した額とする。ただし、第 2 2 条の規定による使用者からの収入に関する報告がない場合において、法第 3 4 条の規定による請求を _____ 行ったにもかかわらず使用者がその請求に応じないとき _____</p> <p>_____ は、当該区営高齢者住宅の使用料は、近傍同種の住宅の家賃とする。</p> <p>2 略</p> <p>3 第 1 項の近傍同種の住宅の家賃は、毎年度、政令第 3 条及び政令第 1 5 条</p>

項 〇〇 に定める算定方法により算定した額とする。

(建替事業等に係る使用料の特例)

第13条 区長は、次の各号のいずれかに該当する場合において、新たに使用を許可された区営高齢者住宅の使用料が従前の区高齢者住宅及び区営住宅（以下「区の住宅」という。）の最終の使用料を超えることとなり、かつ、当該使用者の居住の安定を図るため必要があると認めるときは、第10条第1項、第25条第1項又は第28条第1項の規定にかかわらず、政令第12条及び第16条第2項 〇〇 で定めるところにより、当該使用者の使用料を減額するものとする。

(1)～(3) 略

(同居の許可)

第16条 使用者は、入居の際の同居者以外の者を新たに同居させようとするときは、省令第11条に規定するところによるほか、規則で定めるところにより、区長の許可を受けなければならない。

2 略

(使用の承継)

第17条 使用者が死亡し、又は退去した場合において、その死亡時又は退去時に当該使用者と同居していた者が引

第1項に定める算定方法により算定した額とする。

(建替事業等に係る使用料の特例)

第13条 区長は、次の各号のいずれかに該当する場合において、新たに使用を許可された区営高齢者住宅の使用料が従前の区高齢者住宅及び区営住宅（以下「区の住宅」という。）の最終の使用料を超えることとなり、かつ、当該使用者の居住の安定を図るため必要があると認めるときは、第10条第1項、第25条第1項又は第28条第1項の規定にかかわらず、政令第11条及び政令第15条第2項で定めるところにより、当該使用者の使用料を減額するものとする。

(1)～(3) 略

(同居の許可)

第16条 使用者は、入居の際の同居者以外の者を新たに同居させようとするときは、省令第10条に規定するところによるほか、規則で定めるところにより、区長の許可を受けなければならない。

2 略

(使用の承継)

第17条 使用者が死亡し、又は退去した場合において、その死亡時又は退去時に当該使用者と同居していた者が引

き続き居住することを希望するときは、省令第12条に規定するところによるほか、規則で定めるところにより、区長の許可を受けなければならない。

2 略

(収入に関する報告)

第22条 使用者は、規則で定めるところにより、毎年度、収入に関する報告を行わなければならない。ただし、区長が当該使用者（省令第8条に掲げる者に限る。）が当該報告を行うことが困難な事情にあると認めるときは、この限りでない。

(収入超過者の使用料)

第25条 略

2 前項の使用料は、毎年度、第23条の規定により認定された収入に基づき、近傍同種の住宅の家賃以下で、政令第8条第2項（同条第3項において読み替えて準用する場合を含む。）及び第16条第1項に定める算定方法により算定する。

3 略

き続き居住することを希望するときは、省令第11条に規定するところによるほか、規則で定めるところにより、区長の許可を受けなければならない。

2 略

(収入に関する報告)

第22条 使用者は、規則で定めるところにより、毎年度、収入に関する報告を行わなければならない。

(収入超過者の使用料)

第25条 略

2 前項の使用料は、毎年度、第23条の規定により認定された収入に基づき、近傍同種の住宅の家賃以下で、政令第8条第2項及び政令第15条第1項
に定める算定方法により算定する。

3 略

第2条による改正（杉並区営住宅条例の一部改正）

新 条 例	旧 条 例
(使用料)	(使用料)

第10条 区営住宅の使用料は、毎年度、第23条の規定により認定された収入に基づき、近傍同種の住宅の家賃（第3項の規定により定められたものをいう。以下同じ。）以下で政令第2条及び第16条第1項 _____ に定める算定方法により算定した額とする。ただし、第22条の規定による使用者からの収入に関する報告がない場合において、法第34条の規定による報告の請求を行ったにもかかわらず使用者がその請求に応じないとき（区長が当該使用者（第22条ただし書に規定する使用者に限る。）が同条の報告を行うこと及び法第34条の規定による報告の請求に応じることが困難な事情にあると認める場合を除く。）は、当該区営住宅の使用料は、近傍同種の住宅の家賃とする。

2 略

3 第1項の近傍同種の住宅の家賃は、毎年度、政令第3条及び第16条第1項 _____ に定める算定方法により算定した額とする。

（建替事業等に係る使用料の特例）

第13条 区長は、次の各号のいずれかに該当する場合において、新たに使用を許可された区営住宅の使用料が従前の区営住宅及び高齢者住宅条例第2条

第10条 区営住宅の使用料は、毎年度、第23条の規定により認定された収入に基づき、近傍同種の住宅の家賃（第3項の規定により定められたものをいう。以下同じ。）以下で政令第2条及び政令第15条第1項 _____ に定める算定方法により算定した額とする。ただし、第22条の規定による使用者からの収入に関する報告がない場合において、法第34条の規定による請求を _____ 行ったにもかかわらず使用者がその請求に応じないとき _____ は、当該区営住宅の使用料は、近傍同種の住宅の家賃とする。

2 略

3 第1項の近傍同種の住宅の家賃は、毎年度、政令第3条及び政令第15条第1項 _____ に定める算定方法により算定した額とする。

（建替事業等に係る使用料の特例）

第13条 区長は、次の各号のいずれかに該当する場合において、新たに使用を許可された区営住宅の使用料が従前の区営住宅及び高齢者住宅条例第2条

第1号に規定する区高齢者住宅（以下「区の住宅」という。）の最終の使用料を超えることとなり、かつ、当該使用者の居住の安定を図るため必要があると認めるときは、第10条第1項、第25条第1項又は第28条第1項の規定にかかわらず、政令第12条及び第16条第2項で定めるところにより、当該使用者の使用料を減額するものとする。

(1)～(3) 略

(同居の許可)

第16条 使用者は、入居の際の同居者以外の者を新たに同居させようとするときは、省令第11条に規定するところによるほか、規則で定めるところにより、区長の許可を受けなければならない。

2 略

(使用の承継)

第17条 使用者が死亡し、又は退去した場合において、その死亡時又は退去時に当該使用者と同居していた者が引き続き居住することを希望するときは、省令第12条に規定するところによるほか、規則で定めるところにより、区長の許可を受けなければならない。

2 略

第1号に規定する区高齢者住宅（以下「区の住宅」という。）の最終の使用料を超えることとなり、かつ、当該使用者の居住の安定を図るため必要があると認めるときは、第10条第1項、第25条第1項又は第28条第1項の規定にかかわらず、政令第11条及び政令第15条第2項で定めるところにより、当該使用者の使用料を減額するものとする。

(1)～(3) 略

(同居の許可)

第16条 使用者は、入居の際の同居者以外の者を新たに同居させようとするときは、省令第10条に規定するところによるほか、規則で定めるところにより、区長の許可を受けなければならない。

2 略

(使用の承継)

第17条 使用者が死亡し、又は退去した場合において、その死亡時又は退去時に当該使用者と同居していた者が引き続き居住することを希望するときは、省令第11条に規定するところによるほか、規則で定めるところにより、区長の許可を受けなければならない。

2 略

(収入に関する報告)

第22条 区営住宅の利用者は、規則で定めるところにより、毎年度、収入に関する報告を行わなければならない。
ただし、区長が当該利用者（省令第8条に掲げる者に限る。）が当該報告を行うことが困難な事情にあると認めるときは、この限りでない。

(収入超過者の使用料)

第25条 略

2 前項の使用料は、毎年度、第23条の規定により認定された収入に基づき、近傍同種の住宅の家賃以下で、政令第8条第2項（同条第3項において読み替えて準用する場合を含む。）及び第16条第1項に定める算定方法により算定する。

3 略

(準用)

第43条 駐車場の使用については、第36条から前条までに定めるもののほか、第9条（第1項第1号ただし書に係る部分及び第3項各号を除く。）、第11条、第12条第1項（各号列記以外の部分に限る。）、第15条、第17条、第20条第1項、第21条及び第34条第2項の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「区営住宅」とあるのは「駐車場」

(収入に関する報告)

第22条 区営住宅の利用者は、規則で定めるところにより、毎年度、収入に関する報告を行わなければならない。

(収入超過者の使用料)

第25条 略

2 前項の使用料は、毎年度、第23条の規定により認定された収入に基づき、近傍同種の住宅の家賃以下で、政令第8条第2項及び政令第15条第1項
_____に定める算定方法により算定する。

3 略

(準用)

第43条 駐車場の使用については、第36条から前条までに定めるもののほか、第9条（第1項第1号ただし書に係る部分及び第3項各号を除く。）、第11条、第12条第1項（各号列記以外の部分に限る。）、第15条、第17条、第20条第1項、第21条及び第34条第2項の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「区営住宅」とあるのは「駐車場」

と、第9条第1項中「第5条第4項及び第5項並びに前条第1項及び第2項」とあるのは「第40条第1項」と、同項第1号中「規則で定める資格を有する連帯保証人の連署する誓約書」とあるのは「誓約書」と、同項第2号中「当初使用料の2月分」とあるのは「駐車料の1月分」と、同条第3項中「次の各号のいずれにも該当する」とあるのは「第38条各号又は第38条の2に定める資格を有する」と、第11条の見出し並びに同条第1項、第3項及び第4項中「使用料」とあるのは「駐車料」と、同条第5項中「第20条第1項」とあるのは「第43条において準用する第20条第1項」と、「使用料」とあるのは「駐車料」と、第12条の見出し中「使用料等」とあるのは「保証金」と、同条第1項中「次の各号のいずれかに該当する」とあるのは「特別の事情がある」と、「使用料」とあるのは「保証金」と、第17条第1項中「居住」とあるのは「駐車場を使用」と、「省令第12条に規定するところによるほか、規則」とあるのは「規則」と、同条第2項中「居住することを希望する者又は当該希望する者と同居しようとする」とあるのは「駐車場を使用することを

と、第9条第1項中「第5条第4項及び第5項並びに前条第1項及び第2項」とあるのは「第40条第1項」と、同項第1号中「規則で定める資格を有する連帯保証人の連署する誓約書」とあるのは「誓約書」と、同項第2号中「当初使用料の2月分」とあるのは「駐車料の1月分」と、同条第3項中「次の各号のいずれにも該当する」とあるのは「第38条各号又は第38条の2に定める資格を有する」と、第11条見出し、第1項、第3項及び第4項中「使用料」とあるのは「駐車料」と、同条第5項中「第20条第1項」とあるのは「第43条において準用する第20条第1項」と、「使用料」とあるのは「駐車料」と、第12条の見出し中「使用料等」とあるのは「保証金」と、同条第1項中「次の各号のいずれかに該当する」とあるのは「特別の事情がある」と、「使用料」とあるのは「保証金」と、第17条第1項中「居住」とあるのは「駐車場を使用」と、「省令第11条に規定するところによるほか、規則」とあるのは「規則」と、同条第2項中「居住することを希望する者又は当該希望する者と同居しようとする」とあるのは「駐車場を使用することを

希望する」と、第21条第1項中「第9条第1項第2号」とあるのは「第43条において準用する第9条第1項第2号」と、「使用料」とあるのは「駐車料」と、同条第2項中「使用料」とあるのは「駐車料」と、第34条第2項中「前項」とあるのは「第42条」と読み替えるものとする。

希望する」と、第21条第1項中「第9条第1項第2号」とあるのは「第43条において準用する第9条第1項第2号」と、「使用料」とあるのは「駐車料」と、同条第2項中「使用料」とあるのは「駐車料」と、第34条第2項中「前項」とあるのは「第42条」と読み替えるものとする。